

はじめに

岡山県は、緑豊かな中国山地、多島美で知られる瀬戸内海、良質で豊かな水をたたえる三大河川など、豊かな自然環境を有しています。この恵み豊かなふるさとの環境は、私たちのかけがえのない宝物です。

これらを守っていくためには、私たち一人ひとりが、環境問題を自らのこととしてとらえ、身近なところから取り組み、その輪を広げていくことが何よりも大切であり、それらの礎となる環境学習を推進していくことが重要です。

環境学習の重要性に対する意識が高まる中、我が国では平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境の教育の推進に関する法律」が施行されました。本県でも平成20年2月にそれまでの岡山県環境基本計画を全面的に見直し、新たに策定した新環境基本計画「エコビジョン2020」の中で、環境学習の推進を重要な施策と位置付けています。

環境学習を推進するためには、単に知識として理解するだけでなく、体験を通して環境を大切に思う心を育み、自ら進んで行動する「人づくり」が重要です。そして、一人ひとりの行動を家庭や学校、地域、職場などに広げ、「協働」して環境保全の取組を進めていく必要があります。

こうした考え方に立ち、私たちが環境との関わりについて理解を深め、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動を実践していくための指針として、「岡山県環境学習の進め方」を作成しました。

この「岡山県環境学習の進め方」は、環境学習や環境保全活動を進める上で、県民の皆さんをはじめ、学校、活動団体、事業者、行政などの各主体が共有すべき基本的な考え方や目標についてまとめています。また、方策例や取組事例、行動へのヒントも加え、手引き書としても利用できるよう工夫しています。

岡山県では、「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」を目指し、県民の皆さんをはじめ、地域やNPO、事業者などの方々と協働した環境保全の取組を一層進めていきます。環境問題は特定の専門家や興味のある人だけの活動で解決するものではありません。環境問題の解決に向けた原動力は、県民の皆さん一人ひとりの環境を大切にする「心」と、自ら実践する「行動力」です。美しく豊かな本県の環境を次の世代に引き継いでいくために、この「岡山県環境学習の進め方」が有効に活用され、生活の場や地域で自発的な活動が、ますます盛んになることを心から期待しています。

平成21年2月

岡山県知事 石井正弘

目 次

第1章 策定の位置付け等	1
1 位置付け.....	1
2 策定の考え方と特徴.....	1
第2章 環境学習の目指すもの	3
1 目標.....	3
2 環境学習により目指す人材.....	3
3 ライフステージに応じた環境学習.....	5
(1) 幼児期	5
(2) 児童・生徒期	5
(3) 青壮年・ミドル期	6
(4) シニア期	7
第3章 推進の方向性	9
1 人材の育成と活用.....	9
2 学習の場と機会の提供.....	11
3 教材・プログラムの整備.....	12
4 情報の収集と提供.....	13
5 環境学習関連施設等の連携と活用.....	14
第4章 各主体の役割	15
1 行政.....	15
(1) 県	15
(2) 市町村	16
2 学校.....	17
3 地域団体・NPO	22
4 事業者.....	24
5 大学等.....	25
6 県民.....	26
第5章 推進体制	31
1 県の関係部局との連携強化.....	31
2 県と各主体との連携、協力.....	31
(1) 事業者、民間団体、市町村	31
(2) ネットワークづくり	31
3 国、他都道府県等との連携強化.....	31
4 県内の関係機関等との連携.....	32
第6章 行動へのヒント（環境学習へのQ&A）	33

第1章 策定の位置付け等

1 位置付け

平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条では、都道府県及び市町村は、環境教育の方針、計画を作成するよう努めることとしています。本県では、平成20年2月に策定した「新潟県環境基本計画（エコビジョン2020）」（以下「エコビジョン」という。）を同法に基づく計画と位置付け、環境保全施策全般を総合的かつ計画的に推進するための大綱として、環境学習に関しても、基本的、原則的な方向性を包括的に示すとともに、重点プログラムとして当面5年間の施策、事業を掲げています。

しかし、環境学習の対象及び範囲は多岐にわたっており、効率的かつ効果的な推進を図るためには、県の行政施策としてだけでなく、各主体間の緊密な連携、協働のもとに環境学習を進めていくことが不可欠です。

こうしたことから、環境学習をより効果的に推進するため、また、県民や関係機関、団体、事業者、行政等が目標を共有し、それぞれの立場で環境学習に取り組むための指針を分かりやすく示すため、エコビジョンに基づき策定するものです。

2 策定の考え方と特徴

エコビジョンでは、将来の社会を決定付ける重要な要素として「県民等の環境や協働に対する意識と行動」と「環境と経済の調和」を掲げ、これらをより高いレベルへ進めていくことにより、目指すべき姿である「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現を図ることとしています。また、県民等の環境や協働に対する意識を高め、行動し、地球環境の保全など基本目標を推進するための手段として、「参加と協働による快適な環境の保全」という推進目標を掲げ、その柱となる重要な施策として「環境学習の推進」を位置付けています。

すなわち、環境学習は、単に知識の習得や理解の促進にとどまらず、①正しい知識に裏付けられた実際の行動により、自らの日常生活や経済活動を環境に配慮したものに切り替えていくこと、②多様な主体との広範な協働により、地域における環境保全活動に主体的に取り組んでいくこと、③こうした取組を継続していくことにより、社会経済システムそのものの変革を促していくこと、を目的とするべきと考

えられます。

このため、「環境学習の進め方」の策定に当たっては、知識や情報を伝えるための普及啓発や座学による研修等のもとより、体験型講座やフィールドワークを重視し、気づき、考え、行動することを通じ、「理解力」「実践力」「問題解決力」を身に付けた人材の育成を主眼としていきます。

また、協働を推進する観点から、環境学習の実施に当たっては、事業者、大学、NPO、行政等との緊密な連携及び適切な役割分担により実施すること、県民による活動の基盤としての役割が期待できる NPO の育成や活動の支援に努めることとします。



第2章 環境学習の目指すもの

1 目標

エコビジョンが目指す「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」は、将来にわたり、人々が良好な環境のもとで安心して暮らせる社会です。こうした社会の実現には、県民一人ひとりが環境問題に対して関心を持ち、環境の重要性を認識するとともに、自然や生命を尊重する豊かな感性を育てることが重要です。さらには、環境問題の現状やその原因について単に知識として知っているというだけでなく、実際の行動に結び付けていく能力、すなわち、問題を発見し、問題の根本原因を把握するとともに、問題解決のための方法を見出し、必要な技能を身に付け、多くの人と協力して問題を解決する力を育むことが不可欠です。

こうしたことから、本県において環境学習により目指す目標を次のとおり掲げます。

「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現に向けて、豊かな感性と問題解決力を身に付け、主体的に行動できる人づくり

2 環境学習により目指す人材

この「環境学習の進め方」では、様々な世代の県民一人ひとりが、次のような能力や資質を備えた人材となることを目指します。

①環境への高い関心を持つ人

人間は、生物の一つとして、地球上の他の生物や資源を活用しながら経済的、社会的、文化的な活動を営んでおり、環境から大きな恵みを受けるとともに、私たちの活動が環境に大きな影響を与えています。しかし近年、地域や社会、科学に対する関心の低下や欠如が指摘されており、こうした無関心が環境問題解決の阻害要因の一つと考えられます。

効果的な環境学習を推進することにより、環境が私たちの生存や社会生活の基盤そのものであることの自覚を促し、環境に対する感性を高め、関心を喚起することが重要です。

②環境の現状や環境問題の本質に対する正しい理解を持つ人

私たちを取り巻く環境はかけがえのないものであり、私たち自身の生存に深く

関わっています。

環境の現状や環境問題を冷静かつ客観的な態度でとらえるとともに、その背景や本質を科学的、多面的に理解することができるよう、環境学習により正確な知識や情報を習得し、複雑多岐にわたる環境問題を体系的に理解する能力を身に付けることが重要です。

③実践力、問題解決力を備える人

環境問題に対して必要な知識や情報を身に付けていることは大切ですが、知識だけにとどまらず、自分自身の実際の行動に結びつけたり、他の人々や地域に対する働きかけにつながらなければ意味がありません。

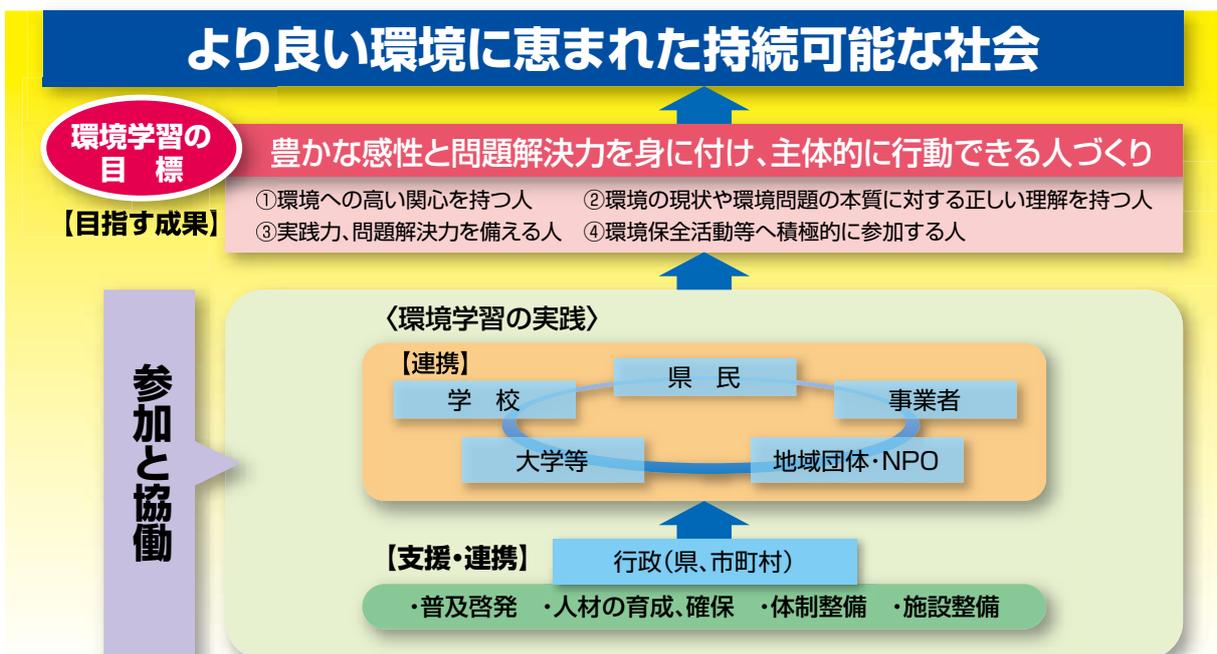
知識や情報の習得に加えて、実際の体験や体感を積み重ねる機会を持つこと等により、問題の発見能力や適切な対応ができる基礎的な技能を身に付けることが必要です。

④環境保全活動等へ積極的に参加する人

環境問題は、社会全体に関わる問題です。従って、他人まかせではなく、私たち一人ひとりが当事者としての意識を持ち、具体的な行動を着実に進めていく必要があります。

また、身近な地域の環境や複雑な環境問題に対しては、関係する人や団体がそれぞれの持つ知識や技能、能力を生かし、協働による取組を進めていく必要があります。環境学習等の推進により、こうした環境の改善や保護に積極的に参加する意欲や態度を獲得し、実践することが重要です。

○「環境学習の進め方」のイメージ図



3 ライフステージに応じた環境学習

環境保全は、すべての世代によって担われるべきものです。したがって環境学習も、あらゆる世代を対象として効果的に推進する必要があります。環境への高い関心と正しい理解を持ち、実践力、問題解決力を備え、環境保全活動等へ積極的に参加する人を育てるためには、ライフステージごとの行動が重要です。

この「環境学習の進め方」では、人の生涯を「幼児期」、「児童・生徒期」、「青壮年・ミドル期」、「シニア期」の4期のライフステージに区分し、それぞれの期において必要と考えられる環境学習のあり方を示します。

(1) 幼児期

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、この時期における学習が、その後の人間としての生き方に大きな影響を与える重要なものであることを認識することが大切です。

幼児期における環境の保全に関する意識の形成は、その後の段階的な環境意識の形成に大きな影響を与えるものであり、大人が日常生活の中で物を大切にす「もったいない」の精神を持ち、ごみのポイ捨てを行わないなど、環境に配慮した暮らしを教え、子どもたちがその生活を習慣として身に付けることが大切です。

また、この時期は、生活や遊びの中で身近な自然や動植物など様々なものに触れるなど、体全体で自然や環境に親しむ機会を持つことが重要であり、それらに対する新たな発見や驚き、感動の体験を通して自然の神秘性や生命への畏敬の念や豊かな感性を育み、環境学習の下地を作ることが必要です。

《学習効果》

遊びの中で物の大切さや環境との関わりを学び、身近な自然や動植物などに対する興味、関心が生まれる。

(2) 児童・生徒期

児童・生徒期は、生涯にわたる学習の基盤が作られる時期であるため、心身の発達段階に応じた環境学習を行い、環境を重視した持続可能な社会の構築に主体的に参画できる人になるために必要な基本的な資質・能力等を養うことが必要です。

この時期は、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間、それぞれの特

質等に応じ、環境に関する学習が行われるようにすることが必要であり、自然体験や社会体験などの貴重な体験を通して豊かな心を育て、自然に対する畏敬の念を深めるとともに、環境問題について科学的理解を踏まえた知識を習得させることが大切です。

自然に関する実験や観察など体験学習を中心とした環境学習を進め、自分たちと周りの環境との関わりから、自然や社会全体の仕組みを理解するという点に重きを置いた環境学習を行うことが必要です。

また、環境問題を理論的に学ぶとともに、環境に関する国際的な情報を収集したり、地球規模での環境問題について理解を深めるなど、環境問題に関して幅広い視点を持つことが重要です。

さらに、環境問題の歴史や地域文化・伝承から未来に向けて行動すべき方向を学び、環境保護・保全に対して自分の意見を持ち、意思表示ができるようになり、環境保全活動への参加の機会を与えられることが必要です。

《学習効果》

自然体験や社会体験を通じて、科学的なものの見方や考え方を獲得するとともに、教育活動全体の中で環境問題について総合的に考え、問題解決のために積極的に行動する能力が身につく。

(3) 青壮年・ミドル期

青壮年・ミドル期は、進学や就職、家庭を持つなど社会に出て、あるいは社会の中心となって活躍している時期です。

この時期は、環境問題の主要な担い手としてその解決に向けて主体的に関わり、環境保全活動を実践するとともに、次世代に対する環境学習にも大きな役割を担っています。

それぞれの社会生活に合わせて、専門課程やボランティア体験、インターンシップ、国際協力・交流活動、国際理解などを通じて環境について積極的に学ぶよう努めるとともに、それまでの環境学習の成果を日常生活に生かして、新しいライフスタイルとしてのエコライフの構築に積極的に取り組むことが必要です。

家庭にあっては、リサイクルや省エネルギー等の環境に配慮した生活に取り組む姿を子どもたちに見せることで、また子どもたちが学校等で学んだ事柄を家族ぐるみで実践することで、エコライフスタイルの推進を図ることが必要です。

地域においては、環境保全活動に積極的に参画し、シニア世代から様々な知恵

を学ぶとともに、その時々々の社会潮流、環境課題を踏まえ、積極的に活動を実践していくことが必要です。また、職場においては、自らの仕事の専門性と環境についての関わりを学びながら、環境マネジメントシステム、グリーン購入等、事業所等における環境配慮の取組に率先して参加することが大切です。

《学習効果》

社会生活における環境問題解決に向けて積極的に実践行動する力、次世代への環境学習を担う力が身につく。

(4) シニア期

シニア期は、多くが第一線を退き、これまでの人生経験を通して培った環境に関する知識や能力を地域や次世代へ還元することが可能な時期です。高齢者が日常生活を通じて、昔から受け継がれてきた節約の精神や環境との共生に配慮した生活の知恵、地域美化活動の習慣等を次世代に積極的に伝えることが必要です。

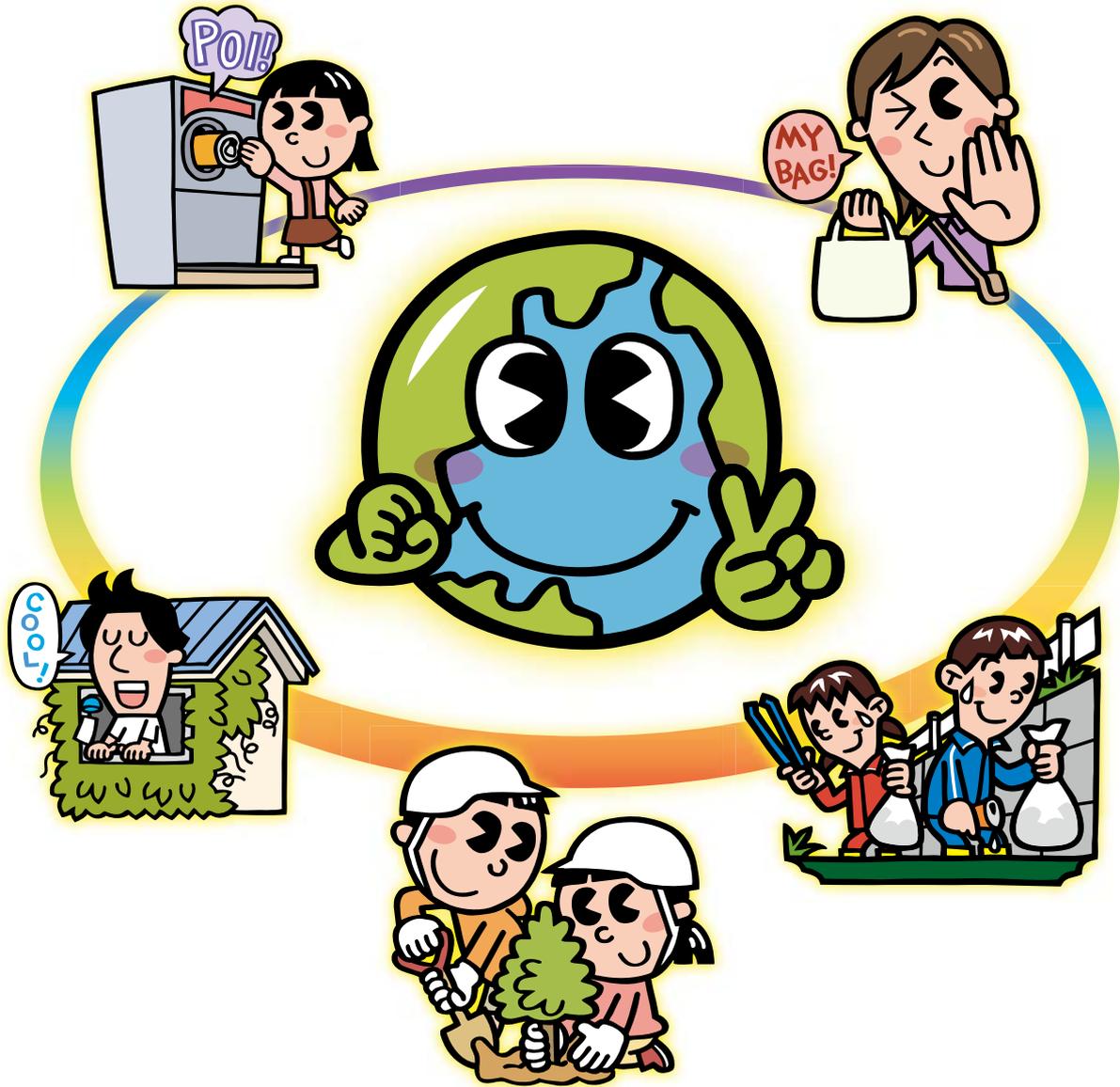
また、知恵や習慣を伝えるだけでなく、地域の美化活動、森林ボランティア活動や里山保全活動、自然観察などの環境保全活動を指導者としてリードし、地域の自然環境や景観を守り、継承していくことが大切です。

さらに、環境問題は近年新しいテーマも発生しており、最新の課題などについて継続して学ぶ必要もあり、また、今日高まっている高齢者の学習意欲に応えるためにも、地域社会における環境学習の機会を充実させることが必要です。

《学習効果》

豊富な経験を生かした生活の知恵を地域へ還元し、次世代へ継承することができる。





第3章 推進の方向性

環境保全についての理解を深め、環境保全活動への意欲を増進させるとともに、実際の行動に結びつけていくのに必要な実践力や問題解決力を身に付けるための基盤づくりとして、「1 人材の育成と活用」、「2 学習の場と機会の提供」、「3 教材・プログラムの整備」、「4 情報の収集と提供」、「5 環境学習関連施設等の連携と活用」の5つの重要な事項を推進する上での方向性や方策例について示します。

1 人材の育成と活用

地域や学校で環境に関する活動を実践しているリーダーや教職員、環境に関する専門的な知識等を有する人材を積極的に活用することは、地域や学校における環境学習の取組を充実させる上で大変重要です。特に、環境学習において重要となる体験活動や実践活動は、環境分野の専門家や環境保全活動を実践しているリーダーと一緒に行うことが有効です。

全ての主体が、それぞれの役割に応じて自主的、積極的に環境学習に取り組むために必要な人材を把握、育成するとともに、さまざまな主体との連携や協働により、その人材を活用できるシステムの充実を図ります。

学校においては、小・中学校・高等学校教職員の環境学習に関する研修等を行うことが大切です。

方策例

- ・ 環境学習リーダーの活用、及び環境学習リーダーを養成する講座や教職員等の資質向上に向けた教職員研修、交流会等の実施
- ・ 環境カウンセラーをはじめ、自然観察指導員など環境に関する専門家や指導者に関する人材の把握、確保と活用の促進
- ・ 自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るための自然保護推進員制度の活用
- ・ 環境保全活動・環境教育推進法に基づく登録人材認定等事業などにより、森林インストラクター等、専門知識と指導力を有する人材が育成、活用されるようなシステムの構築
- ・ 県民参加による森づくりを推進するため、森林活動ボランティアの指導者を養成する研修会の開催

- ・ 岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携した県地球温暖化防止活動推進員研修等による地球温暖化防止等環境保全活動を実践する人材の育成と活動支援
- ・ 環境保全型農業を推進するため、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に基づく土づくり、化学肥料、化学合成農薬の使用低減を一体的に取り組むエコファーマーの育成
- ・ 地域の特性を生かした主体的・創造的な地域づくり活動を支援するための地域づくりアドバイザー等の人材の活用
- ・ 身近な自然と歴史文化や、地域の高齢者が持つ環境と共生の知恵を学び、生かしていくための担い手の育成と活動支援
- ・ 地域の環境資源を生かすエコツアー等を推進していく上で、必要なガイド等の人材の把握と、語り部養成講座等による育成
- ・ 岡山県表彰規程に基づく環境保全の実践活動が他の模範となる個人・団体の表彰及び活動事例の広報による環境保全活動を推進する人づくり
- ・ 事業者や民間団体の社会貢献活動促進のため、環境学習施設等で参加型学習を促進するファシリテーター（P35 参照）、体験型学習で解説するインタープリター（P35 参照）、専門家と地域間を調整するコーディネーター（P34 参照）などの人材の把握と情報等の提供
- ・ 住宅・建築物の省エネルギー化を推進するため、住宅・建築物の省エネ基準に係る基本的な考え方、設計手法等に関し、事業者向け講習会を実施

【環境学習リーダーの養成：「おかやま環境塾」の開催】

県では、広く県民に環境学習の機会を提供し、環境保全意識の高揚、普及啓発を図るとともに、地域や職域における環境学習リーダーを養成することを目的として、「おかやま環境塾」を開催しています。

平成 19 年度においては、大学や民間企業・団体、行政等の青年層を対象として体験学習や視察研修を主体とする宿泊研修（参加者：27 名）と、一般県民を



対象として講演等を主体とする一般研修（参加者：延べ 72 名）を実施しました。

研修では、参加者の「環境問題」に対する具体的な活動への動機付けがなされること、そして、その実践的な活動を行うために必要な知識・技術が習得されることを目指しています。

また、「おかやま環境塾」の修了者のうち意欲のある方に関しては、「岡山県環境学習リーダー」として登録し、県のホームページを通して、広く一般に情報提供させていただいております。

2 学習の場と機会の提供

県民一人ひとりが、日常の生活や事業活動と環境との関わりに気づき、身の回りの自然や環境について自主的、積極的に学ぶためには、多様な環境保全に関する学習や活動の場・機会を得ることが必要です。

県民が環境に対する正しい理解と認識を深め、環境保全に関する様々な活動に参加していくよう呼びかけるため、事業者、民間団体、行政等が連携し、環境学習のための施設設備等の整備や関連行事等の実施に努めます。また、多様な学習会、自然観察会、講演会等の開催や、環境学習の場に適切な環境学習指導者の派遣を行います。

学校においては、各学校の教育機能を地域社会に開放し、環境に関する学習の機会を積極的に提供していきます。

また、地域においては、学びと交流の拠点である公民館等を積極的に活用し、環境に関する学習及び活動の機会を提供するよう促します。

方策例

- ・ 環境月間における環境に関する講演会等の開催
- ・ 岡山県地球温暖化防止活動推進センターと連携、協力による環境セミナーなど地球温暖化防止等環境保全に関する普及啓発行事の開催
- ・ 省エネ・省資源など環境保全意識高揚のためのライトダウンキャンペーンや環境にやさしい買い物キャンペーン等の実施
- ・ 愛鳥週間等に関するポスターコンクールや標語の募集などによる環境保全の学習や活動への普及啓発
- ・ 「環境の日」、「みどりの月間」、「木づかい推進月間」、「動物愛護週間」、「瀬戸内海環境保全月間」、「児島湖流域環境保全推進月間」、「河川愛護月間」、「地球温暖化防止月間」、「エコドライブ推進月間」、「大気汚染防止推進月間」等における各種関連行事の開催
- ・ 環境関連施設等の見学や体験学習を行うエコツアーの実施
- ・ アダプト支援事業等の推進などによる、道路、河川、海岸、児島湖等における地域の多くの主体が環境保全活動に参画できる場・機会の創出

- ・ 子どもたちによる環境学習の場や機会となる「こどもエコクラブ」や「緑の少年隊」等への活動支援と普及啓発
- ・ 地域住民の植樹行事などによる多様な森づくりや、子どもたちへの緑と親しむ機会の提供
- ・ 環境に関する学習会や研修会、発表会、ワークショップ、シンポジウムや自然観察会、各種の自然体験活動などの継続的な提供や開催への支援
- ・ NPO等市民活動団体や森林組合等地域団体などとの協働による県立自然公園や生活環境保全林などの整備、管理
- ・ 一般県民向けの化学物質の正しい知識の普及を目的としたガイドブック等の作成と提供
- ・ 地域の自然や文化などへのふれあいにより環境保全意識を高めるための農林漁業体験学習や自然体験学習、海辺の自然学校などの推進
- ・ バイオマス発電や風力発電、太陽光発電など自然エネルギーに関する環境学習の場の提供
- ・ 農山漁村地域の自然環境や地域資源を生かすエコツーリズム等の推進による地域間交流の促進と環境学習の場と機会の提供
- ・ 国立・国定公園、県立自然公園を適切に利用するための施設整備や、長距離自然歩道の整備による自然体験等の場の提供
- ・ 治山・森林整備事業や、河川の水質浄化、河川公園整備、公園施設を兼ねた砂防事業等による水と緑に触れ合える場の創出と提供
- ・ 干潟、藻場等の保全・再生や、護岸、緑地、遊歩道等の一体整備による親水空間の確保、良好な海岸景観の形成など、自然に親しめる場の創出

3 教材・プログラムの整備

環境学習を推進していくには、行政及び県民、学校、事業者、民間団体等が協働し、発達段階や理解力、活動の場やテーマに応じて、そのねらいを明確にした教材やプログラムの整備を図る必要があります。また、教材やプログラムは、地域の特性に応じて作成し、改良、応用されることが大切です。

このため、教材の体系化を念頭に置きつつ、効果的な環境学習プログラムを研究、開発し、その活用を促進します。

学校においては、学年に応じた体系的なカリキュラムを整備し、一貫した環境学習ができるように工夫をしていきます。

方策例

- ・ 環境学習に関するプログラム、及びそれらを活用するためのモデルカリキュラム等の策定と提供
- ・ 身近で環境を学べる施設・環境学習用プログラムや、環境啓発ビデオ・DVDなど多様な教材・プログラムの収集、開発と管理
- ・ 一般県民向けの「エコライフ宣言」、事業者向けの「エコオフィス宣言」に関する日常生活や事業活動におけるプログラムやマニュアル等の作成と提供
- ・ 省エネ・省資源、地球温暖化対策などに関するインターネットを活用した情報提供

4 情報の収集と提供

環境学習や環境保全活動の実践のために必要な情報を得たり、教材等を作成するため、だれでも正確な環境情報を必要なときに必要な形で入手できるための情報基盤の整備、情報提供に関する体制の充実が必要です。

また、環境学習の指導者・環境保全活動の実践者など人材に関する情報や、環境学習・環境保全活動に係る場と機会に関する情報、環境学習のための教材等に関する情報等は、環境保全の取組を促進する上で大変重要であり、国や地方公共団体、学校、事業者、民間団体等が持つ情報や知識、取組などについても効果的に提供できるシステムの構築に努めます。

方策例

- ・ 県の環境白書や自然環境に関する情報マップ、各種関連冊子やリーフレット等による環境の現状や環境保全の取組に関する分かりやすい情報の提供
- ・ 市町村及び事業者、民間団体等による環境保全に関するプログラム等の収集、及びその作成支援のためのデータの共有、交流など情報ネットワークシステムの整備
- ・ 環境学習協働推進広場など、環境NPOの連携・協働の場を活用した環境学習に関する情報の収集及び共有の推進
- ・ 環境保全の学習や活動に係るインストラクターやファシリテーター（P35参照）、インタープリター（P35参照）等を育成、活用するための人材の情報の収集と提供
- ・ 国や他の自治体を実施する環境学習・環境保全活動に関する施策・事業、マニュアルなどの情報等の収集、整理と提供

5 環境学習関連施設等の連携と活用

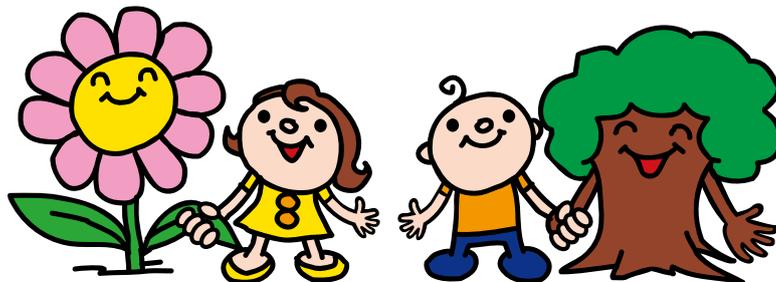
体験や実践を重視する環境学習では、多様な学習の場が必要です。それぞれの地域や主体において、環境学習に取り組んでいくための中心となる施設の充実や機能の強化を図ります。

また、こうした環境学習関連施設や、市町村公民館など、地域の中心的な施設の連携を進め、様々な主体との協働により効果的な活用がなされるよう支援に努めるとともに、それらの施設を容易に活用できる仕組みづくりに努めます。

学校においては、校外学習等で環境学習関連施設との連携を積極的に進めていくことが大切です。

方策例

- ・ 環境保健センターの環境に関する学習図書、学習機材の整備と活用
- ・ 様々な環境情報の収集と提供、環境保全に関する普及啓発事業を行うため、岡山県環境保全事業団が設置している環境学習センター「アスエコ」の活用
- ・ 岡山県移動環境学習車及び搭載する実験機器や測定機器等の適切な管理と運用
- ・ 岡山県生涯学習センターや県立図書館などの社会教育施設及び森林や河川、海域、農地など自然や環境保全に関する学習や活動が可能な施設等の充実と活用
- ・ 岡山県地球温暖化防止活動推進センターとの連携、自然保護センターにおける関係機能の活用
- ・ 国や市町村、民間団体等が設立、運営等している環境学習関連施設、自然体験活動を行う各種施設との連携、及び環境学習を推進するための効果的な活用の促進



第4章 各主体の役割

より良い環境に恵まれた持続可能な社会づくりのため、社会を構成するすべての主体が、それぞれの特性に応じ、適切な役割を果たしながら、環境学習に取り組んでいくことが必要です。

1 行政

(1) 県

県は、主として、県民の主体性を尊重しつつ、人材の育成と情報提供、各主体による環境学習の取組の支援、様々な主体が行っている活動・取組を結びつけるなど、環境学習を推進するための基盤づくりを担います。

環境に関する施設や研究機関について、施設の開放や情報提供等の充実を図り、環境学習の場としての有効活用を推進します。

また、国や市町村、公益法人、NPO、事業者等と連携しながら、広域的な課題等に対応した環境学習を推進します。

環境は、社会や経済の様々な分野に関連することから、生活環境部や教育庁だけでなく、各部局と横断的に連携・協力して、総合的・効果的な環境学習の推進に努めます。

取組事例

- ・ 「岡山県地球温暖化防止実行計画」に基づく電気や燃料、水道や複写機用紙の数値目標による使用削減、重点取組の実施
- ・ 日常業務における冷暖房の室温設定を考慮するクールビズやウォームビズの取組
- ・ 公共交通機関や自転車又は徒歩で通勤する「ノーマイカーデー運動」の実施
- ・ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づいた「岡山県グリーン調達ガイドライン」による環境にやさしい物品等の優先的な調達
- ・ 岡山県認定リサイクル製品の優先的な使用、購入及び県産品の利用促進による地産地消の促進
- ・ 「岡山県環境配慮公共事業ガイドライン」による環境に配慮した公共事業の計画、設計、施工の推進
- ・ 環境マネジメントシステムの運用によるオフィス活動やイベント開催等における環境負荷低減等の取組の継続的实施
- ・ 県内のNPO、企業、学校、地域団体などが連携して効果的な環境学習を推進するための仕組みの整備

(2) 市町村

市町村は、住民にとって最も身近な行政機関であり、住民のニーズを敏感に把握し、地域の自然的・社会的な特性に応じた環境学習の推進を図ることができます。

身近な場における講座や学習会など、地域住民の環境意識の向上や環境保全活動への取組を推進するための機会づくり、地域における環境保全活動に対する協力や支援を行うなど、地域に根ざした環境学習を推進することが期待されます。

また、公民館や児童館など、地域の社会教育施設等の積極的な活用を図るとともに、各主体間の連携・協力を支援することが期待されます。

取組事例

- ・ 環境学習の推進に係る担当の設置、専門スタッフの配備、担当者のスキルアップのための各種研修の実施
- ・ 環境担当課と教育委員会、関係課室と密接な連携、他の自治体等における先進事例の研究や各市町村相互の連携、協力による環境保全に向けた取組の実施
- ・ 自然的社会的条件に応じた地域の発意に基づく独自の環境学習に関する施策・事業の実施
- ・ 住民の環境学習が容易かつ効果的に行われるよう意識の高揚のために必要な情報等の収集と提供及び環境保全の学習や活動の場と機会の提供
- ・ 環境学習の指導者となる人材の確保、育成、すでに指導者として活躍している人材の把握とその活動の場や機会の提供
- ・ 地域の環境問題に取り組んでいる住民や事業者、民間団体とのネットワークの構築及び各主体間の連携、協力への支援
- ・ 事業者、民間団体等との協働による環境学習が可能な施設設備やプログラムの提供、清掃活動やリサイクル活動などの各種行事、普及啓発イベント等の開催
- ・ 環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 や環境省が策定したガイドラインに基づくエコアクション 21 等の認証取得又はその登録維持
- ・ 環境学習・環境保全活動に関するカリキュラムを組み入れた職員研修の実施と各施策・事業等における環境配慮に基づいた展開
- ・ 地球温暖化対策推進法の求める省エネ・省資源などオフィスにおける環境負荷低減の実践や、県認証リサイクル製品、県産品の購入のほかグリーン購入の促進
- ・ 職員のマイカー通勤等の自粛、クールビズやウォームビズ、ライトダウンなど環境保全の普及啓発運動の実施
- ・ 公共施設での環境負荷低減や公共事業における環境への配慮

2 学校

学校は、教科の学習だけにとどまらず、子どもたちの人間形成に大きな影響を与える場であり、効果的な環境学習が期待できます。また、学校における環境学習は生涯学習の一環であり、その基礎的部分であると考えられます。

環境問題の解決は一人ではできません。他人とのコミュニケーション能力が大変重要になってきます。環境学習のおもしろみや大切さなどが、独りよがりの間違っただけの考えではなく、正しく理解されていくことが重要であることから、幼稚園から高校まで、教育活動の全体を通じて、発達段階に応じて、人と関わる力を養い、体験を通じた環境学習の充実を図り、家庭・地域等との連携のもと、より良い環境に恵まれた持続可能な社会の主体を育てる環境学習を進めることが期待されます。

● 発達段階に応じて、「人と関わる力」を養う

取組事例

- ・ ごみ拾いや落書き消しなど実践による大切な環境についての知識の習得
- ・ 実験器具を使つての測定や調査の実施と考察
- ・ 校外学習としてのエコツアー（環境学習施設見学、体験研修等）への参加
- ・ 植物や動物への関わり
- ・ 廃棄物から実用品を作り出す経験
- ・ 地域住民や環境団体など校外の講師による環境学習出前講座の利用

● 教職員の資質向上に努める

取組事例

- ・ 岡山県総合教育センターにおいて、環境学習に関する講座の開催
- ・ 教職員と児童生徒が一体となった学校全体の光熱水費の削減など、省資源、省エネルギー活動の実践による環境負荷の低減
- ・ NPO や行政が行う環境学習やイベントへの教職員の積極的な参加
- ・ 地域の環境への理解を深め、地域や他の学校と協働で実施する環境保全活動への参加

● 家庭・地域等と連携・協力する

取組事例

- ・ PTA や他の民間団体、事業者及び行政等との連携、協力による環境学習の取組と日常生活に密着した環境保全活動の継続的な展開
- ・ 学校や地域の自然環境や社会環境の実態を考慮し、学校の教育活動全体を通

して行う地域社会及び関係機関との連携を図った幅広い環境学習の推進

- ・ 開かれた学校づくりの視点に立った学校が地域に学び、地域もまた学校から学ぶという相互関係の構築
- ・ 環境学習の成果を日常的に実践できる家庭と学校相互で、同じ基準により環境保全の取組ができるよう、家庭との情報交換の緊密化

● 教材を開発、活用し、体験的な学習の機会を充実させる

取組事例

- ・ 自然環境などの特性に裏打ちされた地域の伝統や文化、先人の知恵に関する情報の収集及びその教材化と環境学習における活用
- ・ 児童生徒及び保護者、教職員を対象とした環境学習の教材や各種パンフレット等の作成と活用
- ・ 各学校で作成している環境学習に関する教材の共有化や発達段階に適した新たな環境学習教材等の開発と活用の促進
- ・ 森林・林業教室をはじめとする農林水産業体験や水生生物調査、星空継続観察などの体験型学習を中心としたいろいろな環境学習プログラムの活用
- ・ 移動環境学習車など県が整備した環境学習教材や各種機器・機材の活用
- ・ 環境学習を効果的に実施するため、地域の様々な主体の協力を得ながら遊びや体験を通して学ぶ場・機会の提供
- ・ 地域とともに日常的な環境学習を進めるためのクラブのような課外活動等の設置についての検討

● 学校の環境を整備する

取組事例

- ・ 学校敷地内の緑化や植樹、グラウンドや校地内の芝生化など、計画的な環境改善による環境配慮の学校づくり
- ・ 学校を事業者・消費者の一人とした環境マネジメントシステムの導入と実践
- ・ 木材、木製品の導入など環境を考慮した学校施設整備の推進
- ・ 地域在来の植物に配慮した緑化やビオトープづくり、既存の学校施設の新築、改修の際の環境保全に考慮した施工など、学校の屋外教育環境の充実
- ・ 太陽光発電や風力発電等のシステム、雨水貯留タンクや生ゴミ処理機器などの設備の導入と環境学習教材としての活用
- ・ 児童生徒と地域住民の双方が参加できる環境学習の開催など、地域ぐるみの活動の場としての活用

【地域と連携した環境学習の取組：倉敷市立水島中学校】

1 地域の概要

倉敷市水島地域は、かつて浅海漁業とい草やれんこんなどの生産で栄えた農漁村地帯でした。戦後、「太陽と緑と空間の街づくり」のテーマのもと、鉄鋼と石油化学を中心とするコンビナートが形成されました。しかし一方では、公害問題を引き起こす事態が進行しました。次世代によりよい生活環境を手渡すことができるよう、水島地域では住民を主体に行政・企業等による様々な活動が行われています。

こうした中、水島地域の中央にある倉敷市立水島中学校では、環境学習の取組を長年継続してきました。同窓生が代々植え続けてきた校地内の桜はそのシンボルです。



水島中学校 4月の校庭

2 継続的な環境学習の取組 ～総合的な学習の時間を中心に～

本校では、環境学習の重点目標を次のように設定し、第1学年の「総合的な学習の時間」を中心に様々な教科・領域で取り組んでいます。

- ・環境問題の因果関係や相互関係を総合的に把握・理解する能力を育成すること
- ・環境保全や環境の改善に主体的に働きかける能力や態度を育成すること
- ・環境に対する人間の責任を自覚し、賢明な選択や意志決定を行える能力や態度を育成すること

第1学年では、毎年倉敷市環境監視センターを訪問し、空気や水の分析の学習をすることで、地域の環境を見つめ、環境に対して科学的にかかわろうとする態度の育成に役立っています。この学習を受け、大気・水・地球温暖化・エコロジーなどのテーマの中から一人一人が自らの課題を設定し、調査したり行動したりする活動を行い、その成果をまとめ、地域や保護者に公開する「成果発表会」で発表しています。活動には「みずしま財団」等の地域の諸団体のサポートをいただいています。



環境監視センターでの学習

3 地域との連携

水島中学校区青少年を育てる会が中心になり、毎年7月に地域住民・中学生・小学生がボランティアで集結して「地域いっせい活動」を実施しています。ただ掃除をするだけでなく分別収集やリサイクルを実際に体験することで、人々の絶え間ない努力と協力で、水島地域の環境が保全され、改善されてきたことを実感し、自分もその一員であることを自覚することになります。このように伝統はさらに引き継がれていきます。



地域いっせい活動

【地域と連携した環境学習の取組：岡山県立津山工業高等学校】

1 地域の環境保全に貢献する「Project R」

大量消費型のライフスタイルを見直し、身近なバイオマス資源のリサイクルをとおして、地域の環境保全に貢献する取組。

Review（見直し）、Resource（資源）、Recycle（再生利用）の3つの「R」から「Project R」と命名。

2 「Project R」の概要

(1) 不要な「もの」の回収

- ・池などに流れ込んだ富栄養化の原因物質（窒素やリン）
- ・未活用バイオマス
- ・廃食用油

(2) 有用な「もの」への加工

- ・飼料、生分解性バイオマスプラスチック、ペレット燃料、石けん

(3) 地域への提供

- ・有用な「もの」、知恵



《学校でのその他の取組》

- ・ 校舎の周りに数多くの種類の樹木があるため、特別非常勤講師を招き、樹木学習を行う。その理解の上で、例えば、PTAと一緒に校内の桜の樹勢回復に取り組む。
- ・ 学校内の電気使用量の状況を作成し、CO₂の排出量を算出する。
- ・ 川の探検隊を結成し、自分たちで追求したい課題を設定して、生き物や草花に触れたり、川遊びをしたり、水質を調べたりして、川への親しみや大切にしたいという気持ちを育てる。その上で、マップにまとめたり、清掃活動したりするなど実践活動に結びつける。
- ・ 複数年間の環境学習のカリキュラムを立て、ふるさとの自然の環境を良くするよう、海辺の観察会、草花や野菜の栽培、水の汚れの報告会、エコツアーなど実践を通して環境学習を行い、「環境宣言書」を作成する。
- ・ 森林インストラクターを招き、近くの山へ遠足に行き、ドングリの種類や森林の働き等について理解を深める。
- ・ 縄文時代の生活を体験し、現在のエネルギーの大切さを気づかせる。また、ソーラークッカーを使って調理し、太陽光エネルギーの長所、短所を学ぶ。
- ・ ゴーヤを教室の夏の日よけ（緑のカーテン）として育て、教室の温度を下げる。ゴーヤについては給食に使ったり、肥料に使ったりするなどリサイクル社会の形成についても学習する。
- ・ 栽培した菜種から菜種油を採取し、調理実習に利用した後の廃食用油を軽油代替燃料（BDF）に精製し、当該燃料を菜種栽培地を耕すトラクターの燃料として再利用する取組（菜の花プロジェクト）により、資源循環型社会の研究をする。
- ・ 環境浄化微生物を用いて河川の水質浄化を研究する。
- ・ シュレッター排紙からアルコールや苗ポットを製造し、循環型社会の形成の研究をする。
- ・ ペットボトルをリサイクルした植木鉢を作成する。
- ・ 廃食用油バイオディーゼル燃料を精製し、校内での自家発電などに利用する。また、廃食用油から石けんづくりなども行う。
- ・ 間伐材を素材にしたプランターやガーデニング製品の利用を通して、材料としての木材の良さや利用の意義について理解を深める。
- ・ 食品廃棄物から堆肥を作ったり、廃食用油からバイオディーゼル燃料を作ったりするなど、バイオマス学習に取り組む。
- ・ 古紙リサイクルの観点から、古紙をセメントと混ぜ、製品化する技術を大学と連携して研究し、透水性遊歩道、フラワーポットなどを製作する。
- ・ ホタルの生息地の周辺の清掃活動をし、保護や水質保全を訴えるポスターを作成し、掲示する。看板も保護者と一緒に設置し、自然の保護や水質保全の重要性とふるさとを愛し育てていこうという気持ちを育てる。
- ・ 環境保全の実践的環境学習として、学校農場の一部を利用し、ピオトープガーデンづくりに取り組む。

3 地域団体・NPO

地域は、環境保全に向けた取組を進めていく上での具体的な行動の場であり、自治会、子ども会、婦人会、老人クラブ等の様々な団体があり、美化活動、清掃活動、リサイクル活動、自然保護活動など地域に根ざした環境保全活動を行っています。これらの団体は、歴史、風土、自然、慣習などに応じた独自の個性を作り出しているため、世代や地域環境に適した活動が可能となります。

また、専門性や行動力を生かした活動を実施している NPO は、環境保全活動等への牽引役として大きな役割が期待されます。

一方、地域には、公民館等の社会教育施設や生涯学習センター等の学習・交流拠点となる施設があるため、それらを活用して、多様な団体間のネットワークづくりを推進すること等により、ESD（P40 参照）活動など地域全体での取組の充実が期待できます。

● 環境保全に対する住民意識を高め、環境学習や環境保全活動への参加を促す

取組事例

- ・ 地域における環境問題の積極的な取組
- ・ 自治会、子ども会などの地域団体における環境学習会、研修会等への参加を通じた環境保全への理解と認識
- ・ 地域の文教施設や環境学習、自然体験活動等を行う各種施設等の利用と、地域の自然や文化財、歴史的な町並み等の保全への理解と認識
- ・ 様々な主体による地域での清掃活動やリサイクル活動、自然観察会、植樹活動、緑化活動などの環境保全活動等への参加

● 地域での環境活動の実践を担うリーダー的な人材の育成を促す

取組事例

- ・ 自治会、子ども会、婦人会、老人クラブ等の中でのリーダー育成
- ・ NPO の構成員の環境学習リーダー研修への参加

● 実践の輪や活動の幅を広げられるよう交流機会の提供に努める

取組事例

- ・ 自らの環境保全活動と関連するテーマに取り組む他の民間団体との連携、協力による継続的实践

- ・ 行政及び県民、事業者等とのパートナーシップの構築、その中でのリーダーシップの発揮、環境保全への取組の提案や実施
- ・ NPO や企業、学校、地域団体などの情報交換の場となる環境学習協働推進広場の活発な活動

● 公益の新たな担い手として専門性を生かした環境保全活動を推進する

取組事例

- ・ 公共の場でのごみの分別回収への協力や野外活動でのごみ等の持ち帰りの実践など、環境負荷低減のためのごみの適正処理の推進
- ・ 県民や事業者、行政が実施する環境保全等に関する活動、事業、施策等への協力、支援
- ・ 団体として、自らのエコオフィス等の環境保全率先行動の実践
- ・ 民間レベルでの環境保全活動に関する様々な国際協力の推進

● 様々な活動団体のコーディネートをする

取組事例

- ・ 各種助成制度の活用による子どもや地域住民が参加できる体験活動の場、機会の提供
- ・ 環境学習の出前授業を希望する者に対する講師派遣の斡旋

【みどりの少年隊による街頭募金活動】

県と(社)岡山県緑化推進協会では、4月・5月の2か月間を「春のみどりの月間」、4月29日から5月5日までを「みどりの週間」とし、県内各地のみどりの少年隊等が参加する緑の募金街頭募金を実施しています。

地球温暖化などの地球規模での環境問題がクローズアップされる中、緑の保全と創造はますます重要になっています。



募金は森づくりや住民参加の記念植樹、学校、公園、道路等の公共施設への植樹など、身近な緑化などに役立てられます。

平成20年度は19団体、約540名が緑の募金街頭募金を実施しました。

4 事業者

事業者は、企業の社会的責任として、自らの事業活動に伴う環境負荷の低減に積極的に取り組むとともに、従業員等に対する環境学習を実施することが求められています。また、環境やエネルギー関連産業等においては、自らが持つノウハウや人材等を生かした環境学習の実施、見学の受入など、環境に関する積極的な貢献活動が期待されます。

● 事業者としての率先活動を実施する

取組事例

- ・ 環境保全に関する率先行動計画の策定とその実行、及び環境マネジメントシステムのISO14001やエコアクション21等の認証取得やその登録維持
- ・ 工場や事業場等の敷地内の緑化や省エネルギーの取組、自然エネルギーの利用、グリーン購入の推進、廃棄物のゼロエミッションへの取組等の環境配慮行動の積極的な実践
- ・ 不要不急の自動車使用の自粛及び業務用車両への低公害車の導入、アイドリングストップやエコドライブの実践、従業員の通勤や業務に係る公共交通機関の利用の推進
- ・ 環境負荷の少ない製品の開発、製造、流通、販売、消費等の取組と、環境保全技術の開発等による環境ビジネス振興への寄与
- ・ 原燃料や製品等の輸送における鉄道・海運の積極的利用や共同配送による効率化
- ・ 環境保全を促進する農業・林業・漁業の実施や、岡山県エコファーマー認定制度等の認定取得とその実践
- ・ 環境保全型の手法による、地域の自然環境や生態系に配慮した森林や農地、漁場等の利用と整備、継承

● 従業員等組織構成者に対する環境学習を実施する

取組事例

- ・ 環境カウンセラーや国等の事業者向け環境学習プログラムを活用した従業員に対する研修や訓練の実施
- ・ 従業員が個人として地域の環境保全活動等に参加しやすい職場の環境づくり
- ・ 環境法規の遵守や環境の保全に対する意識向上のための学習会、研修会等の実施

● 見学の受け入れ等専門性を生かした学習の場を提供する

取組事例

- ・ 工場や事業場等の見学施設の開放や各種イベントの開催などによる地域における環境学習推進への協力
- ・ 生活体験や自然体験、職業体験など業種の多角的な側面を重視した体験活動の場や機会の提供など、環境学習振興に向けた生産活動の場の開放に関する協力

● 地域に溶け込んだ活動として、地域貢献活動を実施する

取組事例

- ・ 地域の環境美化活動や環境イベントの実施や参画
- ・ 事業者としての環境保全に関する社会貢献活動の推進
- ・ 環境会計の導入や環境報告書の作成等による自らの環境保全の取組の積極的公表や、県や市町村、県民、学校、民間団体等との連携による環境情報の収集、提供
- ・ 地域の自然環境や地域資源を生かしたエコツーリズム、グリーンツーリズムに関する理解と協力、並びに地域間交流の促進
- ・ 食農教育などを通じた県民、学校、一般事業者及び民間団体等への食と農に関する情報や技術の提供

5 大学等

大学等においては、環境保全に関する教育や研究はもとより、その成果等を持続可能な開発のための教育として地域に還元していくことが期待されます。

また、環境に配慮した実践行動をとれるような専門的な知識を持った人を育成し、地域における活動を支援していくことが期待されます。

● 高度な専門性を生かした学習プログラムを開発する

取組事例

- ・ どの年代でも活用できる学習プログラムの開発
- ・ NPO や行政と連携した学習プログラムの活用

● 子どもを対象にした体験学習の機会等を提供する

取組事例

- ・ 自然環境研究会などサークル活動の一環としての大学生による環境学習の出前講座
- ・ 地域の子ども会と連携・協働したイベントや廃品回収、清掃活動

● 指導者、技術者等を養成する

取組事例

- ・ 大学の教育学部等の教職課程において、持続可能な開発のための教育についての積極的な取り上げ、及び実践的な指導方法の教授
- ・ 社会人を対象にした指導者養成講座の開催

● 環境学習に関する調査・研究をする

取組事例

- ・ 大気、水質環境に関する調査・研究の実施、及び定期的な情報発信と結果数値等に対する指導や教材の開発
- ・ ごみ・リサイクルに関する調査・研究の実施、及びすぐに使える学習教材の開発
- ・ 騒音・振動に関する調査・研究の実施、及びその成果の地域への還元と問題の解決指導
- ・ 地球温暖化防止対策として、産学連携での自然エネルギーに関する試験・研究、実証データの収集、実用化による貢献

6 県民

家庭は、社会を構成する最小単位であり、人を育てる原点であることから、「人づくり」を進めていく上で、重要な役割を担っています。家庭に対しては、日々の生活の中で、家族ぐるみで環境について考え、生活文化の知恵を学び、暮らしの中に環境に配慮した行動、ライフスタイルを取り込んでいくことが期待されます。

● 子や孫へ暮らしの知恵を伝える

取組事例

- ・ 世代間を通した日常生活における環境に配慮する様々な暮らしの知恵の伝授
- ・ ごみの出ない生活の実践ノウハウ、打ち水や風鈴などにより涼をとる暮らし方の訓育

● 環境にやさしい生活習慣や社会規範を身に付け、生命や環境を大切にする心を育てる

取組事例

- ・ ごみの減量化の実践と電気や燃料、水の節約など日常生活における環境にやさしい行動の実践
- ・ 不要不急の自動車使用の自粛、公共交通機関や自転車の利用など環境負荷の少

ない交通手段の選択

- ・ 自動車使用時のアイドリングストップやエコドライブの実践、また自動車使用と徒歩や自転車、公共交通機関を併用するパークアンドライドの実施
- ・ 花壇や菜園で緑を育てることによる自然のしくみの考察
- ・ 五感で感じる原体験としての自然体験や田植え、芋掘り等の農作業等を通じた農業体験、森林、水辺、海辺体験の推進

● 家庭で環境問題について話し合い、家族ぐるみで実践する

取組事例

- ・ 環境ラベル等についての理解とリサイクル製品や環境負荷の少ない商品やサービスの選択、地産地消、マイバッグ運動や過剰包装の辞退などグリーンコンシューマー（できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者）としての行動の実践
- ・ 合併浄化槽の設置や下水道への接続、水切りネット等の使用、廃食油の適正処理など生活排水に起因する水質汚濁防止への配慮
- ・ 住宅建築における自然エネルギーの活用や雨水貯留システムの設置、植栽や生垣による家屋や宅地の緑化など住環境に関する環境配慮の実践
- ・ 普段の暮らしと自然とのつながりを家族で話題にしてみる
- ・ 地球温暖化やごみ問題など身近な環境問題を家庭で話し合い、県などが主催する作文やポスターコンクールなどへの応募
- ・ 親が子どもに本を読み聞かせるだけでなく、子どもが親に本を読み聞かせ、話し合う機会の創出

● 地域活動へ積極的に参加する

取組事例

- ・ 地域で実施する清掃や草刈りへの積極的な参加
- ・ 町内会主催の環境問題に関する講演、討論会への参加
- ・ 婦人会や環境衛生協議会等が主催する環境イベントへの参加やボランティアとしての協力

● 地域の周辺環境に配慮した行動をする

取組事例

- ・ 落書き等を発見した場合、警察等への通報
- ・ 家庭で使用した食用油は下水と一緒に流さないように配慮
- ・ ヘチマやゴーヤ、朝顔などを栽培し、緑のカーテンで窓の日差しを軽減
- ・ 自宅の庭や町内へ花を植えたりするなど花いっぱい町づくりの推進

《環境にやさしい暮らし方》

(台所で)

- ・ 冷蔵庫は正しく設置しましょう。壁との隙間が十分になかったり、上に物が置いてあったりすると、電気を余分に消費することになります。両側が壁に接している冷蔵庫を片側が壁に接するように変えると、これだけで、電気代が年間約990円の節約（電気45.08kWh、CO₂ 18.5kg削減）になります。
- ・ 冷蔵庫内の詰めすぎを避けましょう。食品を詰めすぎると、冷気の流れが悪くなり、消費電力が増加します。詰め込んだものを半分にすると、電気代、年間約960円の節約（電気43.84kWh、CO₂ 18.0kg削減）になります。簡単にできる方法としては、冷蔵庫の中に入れなくても良い食品、例えば、じゃがいも、玉葱などの根菜類、ピーマン、トマト等、封を開けていないレトルト食品・缶詰などは常温保存できますので、冷蔵庫から出すと良いでしょう。
- ・ 冷蔵庫内の冷蔵温度の設定を季節によって調節しましょう。冬の間、「強」から「中」にすると（周囲温度は15℃）、電気代年間約1,360円の節約（電気61.72kWh、CO₂ 25.3kg削減）になります。
- ・ 電気ポットは、長時間使用しないときにはコンセントからプラグを抜きましょう。使用時に再沸騰させた方が、電気の節約になります。満タンの水2.2ℓを入れ沸騰させ、1.2ℓを使用後、6時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合は、プラグを抜いた方が、電気代年間約2,360円の節約（電気107.45kWh、CO₂ 44.1kg削減）になります。また、意外と多くの電気を消費するので、買い換える際には、ぜひ省エネ型の商品を選びましょう。
- ・ 電子レンジを上手に利用しましょう。野菜の下ごしらえ、ご飯の暖め直しなど。ご飯を炊飯器で保温し続ける場合と、一度冷凍させて電子レンジで加熱する場合とで比較してみると、1.5合を4時間後に食べるケースでは、後者の方が電気の節約になります。
- ・ コンロの炎は経済的な火力に心がけましょう。水1ℓ（20℃程度）を沸騰させる時、強火から中火にした場合（1日3回）、ガス代年間約360円の節約（ガス2.38m³、CO₂ 5.5kg削減）になります。

(風呂場、洗面所、トイレで)

- ・ 入浴は間隔をあけずに入りましょう。2時間放置により4.5℃低下した湯（200ℓ）を追い炊きする場合（1回／日）に比べ、ガス代年間約5,730円の節約（ガス38.2m³、CO₂ 88.9kg削減）になります。
- ・ 洗濯には、お風呂の残り湯を利用しましょう。残り湯は水道水よりも汚れ落ちを良くし、水の節約にもなります。
- ・ 歯磨きは水道水を流したままにせず、コップを利用しましょう。例えば4人家族が1日2回の歯磨きでコップ2杯ずつでは約1.6ℓで済みます。
- ・ 温水洗浄便座は、使い終わったら必ず蓋を閉じるようにしましょう。便座の蓋が開けっ放しになっていると、放熱により余分な電気がかかります。貯湯式の場合、電気代が年間約770円の節約（電気34.90kWh、CO₂ 14.3kg削減）になります。

(リビングで)

- ・ 冷暖房などの節電をするため、ブラインドやカーテンなどを活用しましょう。冷暖房時、ガラス窓にブラインドやすだれをつけると、外部からの熱を遮断することができます。逆に暖房時は、熱が逃げるのを防ぐために、厚手のカーテンを床まで垂らすのが効果的です。
- ・ 照明器具には、電球型蛍光灯ランプを利用しましょう。電球型蛍光灯ランプは、白熱電球を利用した場合の1/4以下で電気代がすみ、寿命も約6倍と長いので経済的です。白熱電球（54W）を電球型蛍光灯ランプ（12W）に取り替えた場合、電気代が年間約1,850円の節約（電気 84.00kWh、CO₂ 34.4kg 削減）になります。（スイッチ入・切を頻繁に行う場所よりも、長時間点灯する場所の方が向いています。）
- ・ 点灯時間を短くしましょう。白熱電球（54W）の点灯を1日1時間短縮した場合、電気代が年間約430円の節約（電気 19.71kWh、CO₂ 8.1kg 削減）になります。また、電球型蛍光灯ランプ（12W）の点灯を1日1時間短縮した場合、電気代が年間約100円の節約（電気 4.38kWh、CO₂ 1.8kg 削減）になります。

(テレビは)

- ・ 睡眠時などテレビを見ないときには主電源をOFFにしましょう。主電源を切らないと待機電力が消費されます。待機消費電力は各家庭電気消費のうち約1割も占めています。1日1時間テレビ（25インチ、ブラウン管）を見る時間を減らした場合、電気代が年間約700円の節約（電気 31.86kWh、CO₂ 13.1kg 削減）になります。同様に、液晶（20インチ）では、約330円の節約（電気 15.00kWh、CO₂ 6.2kg 減）、プラズマ（32インチ）では、約1,640円の節約（電気 74.57kWh、CO₂ 30.6kg 削減）になります。
- ・ 長期不在の時は、コンセントからプラグを抜く習慣をつけましょう。この時コンセントを抜かずに接続された機器の電源をOFFすることができる、スイッチ付きタップを使うと便利です。スイッチ付きタップは、テレビの他にもパソコンなどいろいろな電化製品に利用できます。
- ・ テレビの明るさと音量は適正に保ちましょう。必要以上に音を大きくしたり画面を明るくするのは電力の無駄使いになります。明るさと音量を最適（最大→中央）に調節すると、25インチのテレビ（ブラウン管）で電気代が年間約710円の節約（電気 32.35kWh、CO₂ 13.3kg 削減）になります。

(エアコンは)

- ・ エアコンは、夏は28℃、冬は20℃を目安に設定しましょう。エアコン（2.2kW）の冷房設定温度を27℃から28℃にした場合（外気温度31℃、使用時間1日9時間）、電気代が年間約670円の節約（電気 30.24kWh、CO₂ 12.4kg 削減）になります。また、同様に暖房設定温度を21℃から20℃にした場合（使用時間1日9時間、外気温度6℃の時）、電気代が年間約1,170円の節約（電気 53.08kWh、CO₂ 21.8kg 削減）になります。この状態でも、暑い時には薄着をし、寒ければ1枚着込むなど、衣服も上手に調整すると良いでしょう。
- ・ エアコンは、必要な時だけつけるようにしましょう。冷房を1日1時間短縮した場合（設定温度28℃）、電気代が年間約410円の節約（電気 18.78kWh、CO₂ 7.7kg 削減）にな

ります。また、同様に暖房（設定温度 20℃）では、電気代が年間約 900 円の節約（電気 40.73kWh、CO₂ 16.7kg 削減）になります。

- ・ エアコンの室外機は周辺に物を置かず、風通しをよくしましょう。吹き出し口に物を置くと、冷暖房の効果が低下し、電気の無駄使いとなります。
- ・ エアフィルターの掃除をしましょう。エアフィルターにほこりが詰まると空気の流れが悪化し、効率が低下します。フィルターが目詰まりしているエアコン（2.2kW）とフィルターを清掃した場合を比較すると、電気代が年間約 700 円の節約（電気 31.95kWh、CO₂ 13.1kg 削減）になります。
- ・ 春や秋などエアコンを使わない季節には、コンセントからプラグを抜きましょう。
- ・ エアコンは多くのエネルギーを消費するので、買い換える時には、省エネタイプの製品を選びましょう。

（石油ファンヒーターは）

- ・ 室温は 20℃を目安に設定しましょう。暖房設定温度を 21℃から 20℃にした場合（使用時間 1 日 9 時間、外気温度 6℃の時）、灯油代が年間約 820 円の節約（灯油 10.22 ℓ、CO₂ 25.4kg 削減）になります。
- ・ 石油ファンヒーターは、必要な時だけつけるようにしましょう。暖房を 1 日 1 時間短縮した場合（設定温度 20℃）では、灯油代と電気代が年間約 1,360 円の節約（灯油 15.91 ℓ、電気 3.89kWh、CO₂ 41.2kg 削減）になります。

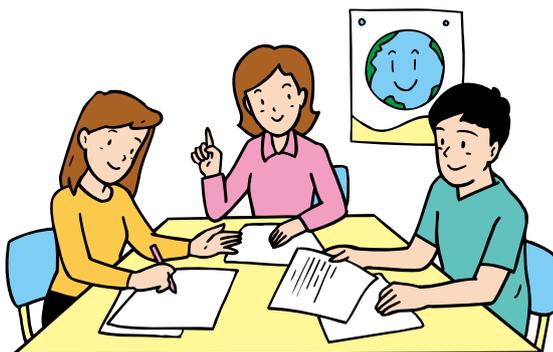
（掃除機は）

- ・ 部屋を片付けてから掃除機をかけると、掃除機を使っている時間が短縮できます。利用する時間を 1 日 1 分短縮した場合、電気代が年間約 120 円の節約（電気 5.45kWh、CO₂ 2.2kg 削減）になります。

（屋外で）

- ・ 移動時には、徒歩や自転車、公共交通機関を利用しましょう。
- ・ 駐停車時のアイドリングストップを推進しましょう。急発進、空ぶかしの抑制、タイヤの空気圧の適正化や点検・整備に努めましょう。

<出典：財団法人省エネルギーセンター作成の「家庭の省エネ大事典 2008 年版」>



第5章 推進体制

1 県の関係部局との連携強化

新岡山県環境基本計画のもと、県のすべての部局で構成する「岡山県環境基本計画推進会議」により、関係部局間の連絡調整を行い、環境学習に関する施策を総合的、計画的に推進します。

2 県と各主体との連携、協力

(1) 事業者、民間団体、市町村

環境学習協働推進広場等の場を通じて環境保全活動団体等と県との連携の強化を図るとともに、各主体間のパートナーシップの推進と民間活動の支援に努めます。また、各主体相互の情報や意見の交換を通して、それぞれの取組を高めるとともに、協働で取り組む事業等の推進に努めます。

施策の策定や実施にあたっては、各主体での取組が環境保全に大きな役割を果たすことを踏まえ、適宜、県民各界各層の意見を広く聴く機会を設けます。

市町村における環境学習に係る施策の実施に当たっては、各県民局など、地域の拠点を中心として市町村との緊密な情報交換に努め、連携の強化を図ります。

地域住民の環境学習に身近で大切な役割を果たす、市町村立学校その他の学校との情報交換や交流など、連携の強化を促進します。

(2) ネットワークづくり

すべての個人、団体がそれぞれの立場で環境保全に協力して行動することが重要であることを踏まえ、必要に応じて県と事業者、民間団体等で構成されるネットワーク組織の構築に努めます。

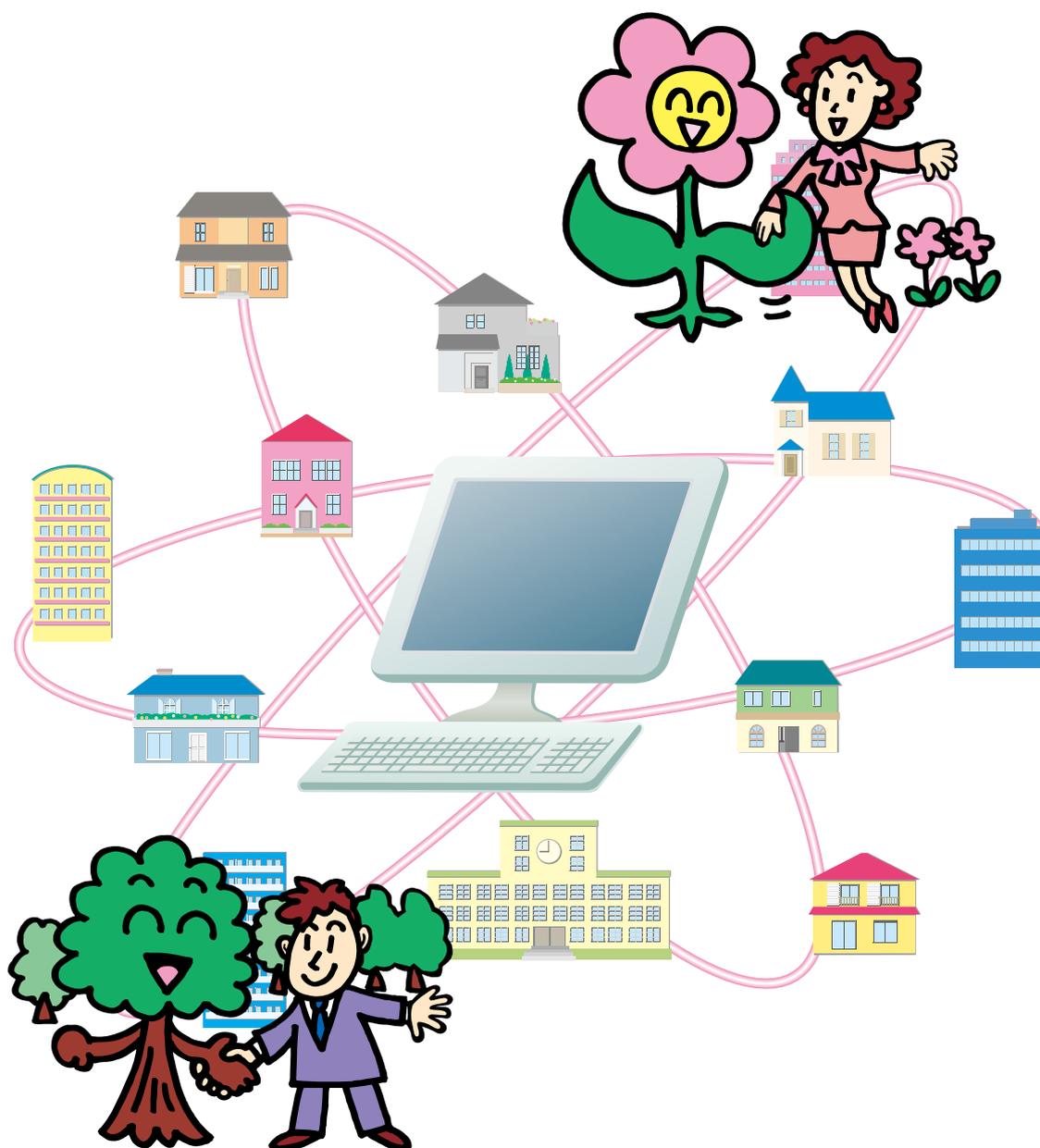
3 国、他都道府県等との連携強化

環境省や文部科学省をはじめとする関係府省庁、さらには、中国四国地方環境事務所などの国の関係機関等との連携を緊密にし、情報の収集、交換等に努めます。

また、他の都道府県関係部局及びその環境学習・環境保全活動の拠点等との連携を強化し、情報の収集、交換等に努めます。

4 県内の関係機関等との連携

地域における多様な環境学習の機会の充実やその広がりを図るため、行政機関以外にも大学等高等教育機関や環境学習関連施設と連携、協力し、情報交換や交流を推進します。



第6章 行動へのヒント (環境学習へのQ&A)

この章では、県民の皆様が環境に関して学ぼうとしたり、疑問を解決しようとしたり、さらに行動しようとするとき、次のステップや解決につながる方法や窓口を、Q & A形式で記載しました。どんなことでも環境について興味を持ち、行動へとつなげていきましょう。

Q1 こどもエコクラブに参加したい

A こどもエコクラブは、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。登録窓口は居住市町村の環境担当課で、入会金、会費は無料です。

こどもエコクラブの普及啓発用資材（壁新聞、事業紹介パネル、旗、着ぐるみ）の貸し出しについては、県環境政策課（TEL 086 - 226 - 7298）もしくは市町村の環境担当窓口（http://www.ecoclub.go.jp/contact/local_5.html）まで、子どもたちの交流・学習の場として開催が予定されている「こどもエコクラブ全国フェスティバル」については、こどもエコクラブのホームページ（<http://www.ecoclub.go.jp/>）をご覧ください。

なお、県内には、平成19年度末現在で、岡山、倉敷、津山、玉野、笠岡、井原、総社、高梁、新見、備前、瀬戸内、赤磐、真庭、美作、浅口、和気、里庄、矢掛、美咲の19市町に91クラブ（3,101人）が結成され活動しています。

Q2 農業や農村が持つ役割について学びたい

A 県では、専門職員が、農業や農村が持つ役割について分かりやすく紹介する出張授業を行っています。また、小学生とその保護者を対象に、田んぼ、ため池、水路などを活用して環境教育を行おうとする団体に対してその活動費用の一部を助成しています。詳しいことは、お近くの県民局農地農村計画課、または県庁耕地課（TEL 086 - 226 - 7434）までお問い合わせください。

Q3 緑の少年隊に入るには

A 緑の少年隊は地域や学校などを単位として、県内に42隊あります。既存の少年隊がない場合は、新たに結成することもできます。どの地域に少年隊があるかなど詳しいことは、県自然環境課（TEL 086 - 226 - 7310）までお問い合わせください。

Q4 学校緑化について取り組みたい

A (社)岡山県緑化推進協会では、緑の募金を活用し、学校緑化等に対して助成をしています。また、(社)国土緑化推進機構では「全日本学校関係緑化コンクール」を実施しています。詳しいことは県自然環境課（TEL 086 - 226 - 7310）までお問い合わせください。

Q5 ビオトープについて学びたい

A 児島湖流域下水道浄化センターでは、ビオトープ一体型環境学習体験施設を整備し、それを利用して、地域の学校や周辺の住民が連携する体験型環境教育の推進等を図っています。

詳しくは、県下水道課 (TEL 086 - 226 - 7498) 又は(財)岡山県下水道公社 (TEL 0863 - 51 - 1955) までお問い合わせください。

また、児島湖ふれあい野鳥親水公園でも、児島湖畔に、ヨシ原等の自然を生かしながら、野鳥観察舎、ビオトープ等を整備しています。詳しくは、県自然環境課 (TEL 086 - 226 - 7309) までお問い合わせください。

なお、おかやまビオトープガイドブック (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=14597) もご利用ください。

Q6 環境学習の講師や講演者について相談したい

A 環境問題に関する講演会や研修会等に対する講師として、有識者や活動実践者を県の環境アドバイザーとして紹介しています。詳しいことは県環境政策課 (TEL 086 - 226 - 7298) までお問い合わせください。

そのほかに、岡山県生涯学習情報提供システム「ぱるネット岡山」の講師・ボランティア情報から、検索することも可能です。(<http://www.pal.pref.okayama.jp/>)

Q7 環境カウンセラーについて知りたい

A 環境カウンセラーは、環境保全に関する専門的な知識や経験を有する者として環境大臣から登録された人たちです。環境カウンセリングを受けようとするときは、ホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/counsel/list/index.php>) にカウンセラーの氏名、生年月日、連絡先、専門分野、活動実績が記載されていますので、知りたい分野のカウンセラーを探し、連絡先までお問い合わせください。なお、環境カウンセリングにかかる経費等、諸条件については、環境カウンセラーと依頼者の間で話し合ってください。

環境カウンセラーの登録については、環境省総合環境政策局環境教育推進室のホームページ (<http://www.env.go.jp/policy/counsel/index.html>) をご覧ください。

Q8 環境学習リーダーの役割について知りたい

A 環境学習リーダーは、次のような役割が求められますが、一人ですべてをこなすことは困難であり、多様な専門分野からの人材確保とネットワークが求められます。詳しいことは県環境政策課 (TEL 086 - 226 - 7298) までお問い合わせください。

- ・プランナー：学習の目標、内容、手法など全体的な企画立案を行う。
- ・コーディネーター：様々な人々や団体、環境学習の場とのネットワークづくりやそのつなぎ役として調整を行う。

- ・ インタープリター：自然解説にとどまらず、環境に関する専門知識を分かりやすく解説する。
- ・ ファシリテーター：ワークショップなどの参加型社会の司会進行役で、参加者もつ多様な経験や意見を引き出し、主体的に学習参加ができるように促す。
- ・ 活動実践リーダー：環境活動・環境管理の実践を担う。

Q9 環境保全のNPOを知りたい

- A** 環境保全のNPOについては、県の県民生活課（TEL 086 - 226 - 7287）で閲覧できます。なお、NPOの検索については、ホームページ「県内NPO法人一覧」（http://www.youi-c.com/npo/npoichiran/npoichiran_top.html）をご覧ください。

Q10 環境学習の教材について知りたい

- A** 県では、地球温暖化やこどもエコクラブ関係など（県環境政策課TEL 086 - 226 - 7298）、ダイオキシン関係（県環境管理課TEL 086 - 226 - 7305）の資料の貸し出し等を行っています。詳細は、県環境政策課又は県環境管理課へお問い合わせください。
- また、環境保健センター（TEL 086 - 298 - 2681）では、環境に関する図書、学習教材の貸し出しを行っています。

Q11 環境保全行事やイベントに参加したい

- A** 県内で開催される環境保全に関する行事やイベントは、市町村の広報紙や県の広報紙の催し物欄で検索することができます。また、各環境学習施設のホームページも参考になります。最近では、日刊紙にもシンポジウムやフォーラムなど環境イベント記事が多数掲載されています。

Q12 環境に関する表示やマーク（環境ラベル）について知りたい

- A** 環境ラベルは環境に関する表示やマークの総称で、主に使用されているものの概要を環境省のホームページ「環境ラベル等データベース」（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/f01.html>）で調べることができます。

Q13 環境に関する図書や参考文献を調べたい

- A** 環境に関する一般的な図書・文献については、県立図書館又は市町村立図書館をご利用ください。より専門的な文献や資料については環境保健センターをご利用ください。
- また、地球環境パートナーシッププラザ（TEL 03 - 3407 - 8107）や（財）日本環境協会（TEL 03 - 5643 - 6262）にも環境に関する各種資料がそろえられています。
- なお、自然保護センター（TEL 0869 - 88 - 1190）には、自然（動物や植物）に関する

る資料がそろえられ、閲覧することができます。

Q 14 環境に関するデータを収集したい

A 環境に関するデータは、県のホームページ (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/index2.html?sec_sec2=5) や、県が発行する環境白書(図書館等で閲覧可能)、及び国や市町村の発行するデータがあります。

Q 15 環境家計簿について知りたい

A 環境家計簿は、地球温暖化防止を目指し、CO₂の排出を削減するため、家庭における光熱水費等を通じCO₂の排出をチェックするものです。環境家計簿は、(財)日本環境協会のホームページ (<http://www.eco-family.go.jp/index.html>) から入手することができます。その他に各種団体においても作成されています。

なお、岡山県作成のものは、県環境政策課のホームページ (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/detail.html?lif_id=26340) から入手できますので、ご利用ください。

Q 16 岡山県環境保全基金に寄付したい

A 県では、地域に根ざした環境保全活動を展開し、潤いと安らぎのある快適な環境づくりを推進するため、岡山県環境保全基金を設立し、様々な環境保全事業に取り組んでいます。この基金に寄付していただくための手続については、県環境政策課(Tel 086-226-7298)までお問い合わせください。

Q 17 下水道について学びたい

A 下水道に関する情報については、県のホームページ (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=68) に掲載しています。

児島湖流域下水道に関する詳しいことは、県下水道課(Tel 086-226-7498)までお問い合わせください。

Q 18 水質汚濁について学びたい

A 水質汚濁全般については、県環境管理課(Tel 086-226-7304)までお問い合わせください。また、同課のホームページ (http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=29) でも情報を得ることができます。

Q 19 リサイクル情報について知りたい

A 地元のリサイクル情報は市町村の廃棄物担当課に、また、県内の広域に係るリサイクル情報は、県循環型社会推進課(Tel 086-226-7306)までお問い合わせください。

Q 20 廃棄物について学びたい

- A** ごみやし尿の収集・処理に関することは、地元市町村の廃棄物担当課までお問い合わせください。県全体の一般廃棄物に関する統計や調査については、県循環型社会推進課(TEL 086-226-7307)までお問い合わせください。また、産業廃棄物に関することは、県循環型社会推進課(TEL 086-226-7308)までお問い合わせください。

Q 21 化学物質について学びたい

- A** 県の化学物質対策等については、県環境管理課のホームページで情報を得ることができます。詳しくは、県環境管理課(TEL 086-226-7305)までお問い合わせください。

Q 22 環境ホルモンについて学びたい

- A** 生態系に影響を与える可能性が指摘されている「外因性内分泌かく乱化学物質」いわゆる環境ホルモンに関する県内の調査結果などは、県環境管理課(TEL 086-226-7305)までお問い合わせください。

Q 23 ダイオキシン類について学びたい

- A** ダイオキシン類については、県環境管理課のホームページ(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=29)で情報を得ることができます。詳しくは、県環境管理課(TEL 086-226-7305)までお問い合わせください。

Q 24 自然や生き物について学んだり、自然体験学習をしたい

- A** 「環境学習施設ガイドブックおかやま」(http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/kansei/chikyuu/H19gakushuushisetsu_guidebook.pdf#search='環境学習施設ガイドブック岡山')を参照してください。

Q 25 森林の機能について学びたい

- A** 森林に関する情報については、県林政課のホームページ(http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=57)に掲載しています。詳しくは、県林政課(TEL 086-226-7451)までお問い合わせください。

Q 26 有機農業について学びたい

- A** 有機農業に関する情報については、県生産流通課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/norin/seisan/yuuki/01yuuki-top.htm>)に掲載しています。
また、生産流通課では、毎年、有機農業を始めてみたい方、興味のある方を対象に入門研修会を開催しています。詳しくは県生産流通課(TEL 086-226-7425)までお問い合わせください。

Q 27 農業を体験したい

- A** 市町村や農業協同組合では、市民農園を開園しています。市町村農業担当課、又は農業協同組合までお問い合わせください。
- また、農業大学校(TEL 086-955-0550)では、社会人の就農に向けた農業研修制度があります。

Q 28 森林インストラクターになりたい

- A** 森林インストラクターになるには、(社)全国森林レクリエーション協会(TEL 03-5840-7471)が実施する「森林インストラクター資格試験」(http://www.shinrinreku.jp/shikakushike/shikakushike_gaiyo.html)に合格し、同協会に登録することが必要です。同協会では、森林インストラクター養成講座も開催していますので、資格試験や養成講座など詳しいことは同協会までお問い合わせください。

Q 29 太陽光発電システムについて知りたい

- A** (社)ソーラーシステム振興協会の相談案内(TEL 03-5203-9111)までご相談ください。同協会のホームページ(<http://www.ssda.or.jp/>)では、(財)新エネルギー財団等で行っている助成制度も紹介しています。

Q 30 低公害車について知りたい

- A** 低公害車の概要については、環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp/>)で情報を得ることができます。また、県環境管理課(TEL 086-226-7302)までお問い合わせください。

Q 31 地球温暖化について学びたい

- A** 地球温暖化対策については、環境省や県から地球温暖化防止のための各種啓発資料が配布されています。県環境政策課(TEL 086-226-7297)までお問い合わせください。このほか地球パートナーシッププラザのホームページ(<http://www.geic.or.jp/geic/>)や全国地球温暖化防止活動推進センターのホームページ(<http://www.jccca.org/>)、岡山県地球温暖化防止活動推進センターのホームページ(<http://www.kankyo.or.jp/koueki/ondanka/>)で地球温暖化に関する情報を得ることができます。企業等の地球温暖化防止のための行動プランとして環境省は「エコアクション21」を、県では地球温暖化防止行動計画を示しています。

Q 32 ISO14001 を取得したい

- A** ISO14001 の認証を取得するには、ISO（国際標準化機構）の認定する認定機関（国内では財団法人日本適合性認定協会（JAB））が認定した審査登録機関による審査を受けることが必要です。審査登録機関は、一部の財団を除き、民間法人ですが、指導実績や取得事業の評価等を参考として、自社の合うところを選択してください。

Q 33 大気汚染について学びたい

- A** 大気汚染全般については、県環境管理課までお問い合わせください。また、同課のホームページ（http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=29）や環境保健センターのホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/kanpo/kanpo.htm>）でも情報を得ることができます。

Q 34 酸性雨について学びたい

- A** 県内における酸性雨の状況については、県環境管理課（TEL 086 - 226 - 7302）までお問い合わせください。
また、県内の酸性雨の測定結果は、ホームページ（http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=29）でも情報を得ることができます。

Q 35 環境アセスメントについて学びたい

- A** 環境アセスメントについては、県環境政策課（TEL 086 - 226 - 7299）までお問い合わせください。制度の概要についてのパンフレットや条例集を配布しているほか、これまでの事例についての関係書類は、閲覧及び貸し出しできるようになっています。また、最新情報などについては県のホームページ（http://www.pref.okayama.jp/soshiki/kakuka.html?sec_sec1=28）でも情報を得ることができます。

Q 36 バードウォッチングができる場所を知りたい

- A** 季節によって観察できる野鳥は異なりますが、県内の主な場所としては、県立森林公園（鏡野町）、児島湖ふれあい野鳥親水公園（玉野市）などでバードウォッチングができます。詳しいことは、県自然環境課（TEL 086 - 226 - 7309）までお問い合わせください。

Q 37 廃棄物や大気汚染、水質汚濁などについて相談したい

- A** 備前県民局（TEL 086 - 233 - 9805）、備中県民局（TEL 086 - 434 - 7007）、美作県民局（TEL 0868 - 23 - 1227）の各環境課で、これらの環境問題に関する相談に応じています。

Q 38 ESD(持続可能な開発のための教育)とは

A 「持続可能な開発」とは、現代及び将来世代の人々が安心して暮らすことのできる社会を構築するため、世代間・地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困撲滅、環境保全等を重視した「開発」のあり方をいいます。そしてその実現のため、一人ひとりが社会づくりの担い手として必要な力や考え方を育むこと、それが「ESD(持続可能な開発のための教育)」です。国連は、2005年から2014年までの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」と決め、これを受け、日本では平成18年3月に「わが国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」を策定しました。この実施計画の中では、わが国における10年の初期段階における重点的取組事項として、普及啓発、地域における実践、高等教育機関における取組が掲げられています。

ESDに関する地域の拠点(RCE)として、国連大学は世界で35か所の地域を認定しており、本県では、岡山RCEがその一つとして認定されています。その他にも県内の大学や市民団体等が様々なESD活動に取り組んでいますが、中でも岡山市京山地区は、全国14地域で展開されている環境省の「国連ESDの10年促進事業」の一つに採択されています。

